

第4次滑川市行政改革大綱を策定しました

# 行政改革

これまでの市の仕事とそのやり方などを変え、より良くしていくよう取り組みます。



行政改革懇談会の萩野会長より改革に対する答申書を受ける中屋市長(右)

滑川市では、①地方分権時代の到来、e-Japan重点計画によるIT革命の進展や公務員制度改革など行政をめぐる環境に大きな変化があること。②優れた地域資源を活かした躍動感あふれる小さくともキラリと光るまちづくりを目指した第3次滑川市総合計画が平成13年度からスタートし、整合性が必要であること。③市町村合併について、市民間のいろいろな論議や市民アンケート結果等を踏まえ、当面は単独を目指すとの方針を定め、また、国においても国庫補助負担金の削減、地方交付税の見直し、税源移譲を同時に進める「三位一体の改革」について議論されていること。などから、これまでの行政改革を上回る改革を目指します。

また、その改革の推進が求められていることから、現行政改革大綱(第3次)の終期を1年前倒しし、市民の信託にこたえる個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現をめざして、市民本位の質の高い行政サービスを迅速かつ的確に提供していくため、行政運営全般について抜本的に見つめ直し、新たな行政改革大綱(第4次)を策定しました。

## 基本的な考え方

### 基本方針

少子・高齢社会、IT社会の進展など将来の変化に対応する柔軟かつ積極的な行政運営を可能とする新しい都市経営体制の構築を目指すとともに、成果を重視した活力ある市民本位の市政を推進。

### 基本的視点

①行政運営の効率性の追求 最少の経費で、最大の効果が発揮できるように、税を原資として活動する責任を認識し、効率化に向けたあらゆる手法を模索するなど、一層効率的な行政運営を推進。

②住民自治の充実 本市の考える自治は、「自助・共助・公助」の三要素で成り立ち、自助・共助はいずれも住民の手によって行われるもの。まちづくりは市民が主権者であり、住民自らが自らの地域のことを考え、自らの手で行う住民自治を充実させるため、「地方分権」から一歩進んで「市民自身も公サービスの提供に参画する」という発想の転換により、「パートナーシップ」の構築に努め、市民自らが行動する「市民分権」を推進。

推進期間 平成16年度～20年度(5年間)

### 推進方策

#### ①職員の意識改革等

職員の人材育成が重要課題と考え、「全体の奉仕者」であることの再認識を徹底。

#### ②市民の参画

市民とのパートナーシップの構築をはじめ、これまで以上に市民、議会および関係団体等の理解と協力を得ながら推進。

#### 推進体制

市長を本部長とする「行政改革推進本部」において、進行管理を行いながら推進。

全職員が主体となって改革計画を策定し、毎年度見直しを行いつつ、

また、本大綱以外の項目の事務事業についても随時見直しを行う。

# 行政改革



市民にわかりやすい改革とするため、目標達成年次を定め、事務事業の徹底した見直し、組織・機構の見直し、人材育成、透明性の向上、市民参画の推進等に努めます。

## 主な取り組み

### 事務事業の見直し

- ・民間放送メディアを活用したイベント情報の放送を廃止（H16）
- ・遊休市有財産の有効活用と処分の促進（H16）
- ・人件費等義務的経費を除く経常経費を平成15年度予算の5%削減（H16）
- ・納税組合への納税奨励金を廃止（H16）
- ・市営バス、コミュニティバス、福祉バス運行を見直し（H17）
- ・健康相談電話サービスを廃止（H16）
- ・下水道受益者負担金前納報奨金を減率

### （H17）

- ・田中幼稚園の存廃を検討（H18）
- ・教育長、消防長交際費を廃止（H16）
- ・教育大会、幼児教育大会、社会教育大会を廃止（H16）
- ・勤労青少年ホームの指導員を廃止（H16）
- ・町内会への水道料金集金手数料を廃止（H16）
- ・介護保険、し尿処理事業の広域事務処理を検討（H16）
- ・保育所の民営化を検討（H18）
- ・学校給食共同調理場管理的業務を除く業務の委託を検討（H16）

### 財政運営の健全化

- ・水道料、下水道料、各種使用料などの公共料金を見直し（H16）
- ・市税、国民健康保険税の収納率向上を強化（H16）
- ・公共施設等の利用率向上を強化（H16）
- ・補助金の整理合理化（H16）
- ・公共工事コスト縮減に関する行動計画を実施（H16）
- ・原材料等の現物支給事業を拡充（H16）
- ・組織・機構の見直し
- ・公園の維持管理業務の一元化を検討（H17）
- ・道路維持管理業務の一元化を検討（H16）
- ・財団法人老人福祉センターを廃止（H18）
- ・類似審議会を統廃合（H17）
- ・審議会等への市民公募委員と女性委員を拡充（H16）
- ・定員と給与の適正化
- ・職員削減目標（3%）を設定（H20）
- ・特殊勤務手当を見直し（H16）
- ・人材の育成と活力の発揮
- ・職員提案制度を活性化（H16）
- ・市政講座を充実（H16）
- ・職員研修を見直し（H16）
- ・情報化の推進による市民サービスの向上
- ・電子申請・届出の導入を推進（H17）
- ・戸籍電算システムを導入（H18）
- ・総合窓口の設置を検討（H16）

### 公共施設の設置と管理運営の合理化

- ・図書館等公共施設の通年開館を検討（H17）
- ・公共施設のNPO等市民団体への管理委託を検討（H17）
- ・有償ボランティア制度の導入を検討（H18）
- ・公正の確保と透明性の向上
- ・ケーブルテレビ、ホームページ等活用による情報提供を推進（H16）
- ・情報公開制度を推進（H16）
- ・個人情報保護条例を制定（H17）
- ・行政手続制度の適正な運用（H16）
- ・行政への市民参画の推進
- ・市民の声を聴く事業を推進（H16）
- ・自治基本条例の制定を検討（H18）
- ・パブリックコメントを推進（H16）
- ・CO<sub>2</sub>の減量化を推進（H16）

滑川市の行政改革全般について、皆さまのご意見・ご提言を募集しています。お寄せいただいたご意見・ご提言につきましては、個々に回答することはありませんが、今後の行政改革を進める上での参考にさせていただきます。次のいずれかの方法により、企画情報課までお寄せください。

1. 郵送 〒936-8601 滑川市寺家町104
2. FAX 475-6299
3. Eメール kikaku@city.namerikawa.toyama.jp